

特定個人情報保護委員会（第10回）議事概要

- 1 日時：平成26年3月18日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：政策評価の基本計画（案）について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「第2の1（2）で『国民本位の効率的で質の高い行政の実現』とあるが、これは番号制度そのものにも要請されている。委員会の職務の範囲で指導、助言、その他の措置を適宜適切に行っていくことで、番号法の適切な執行につながり、国民本位の効率的で質の高い行政が実現できる」という旨の発言があった。

原案のとおり了承された。

（2）議題2：特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則（案）について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「作成、提出した記録について、控え等を保存しておくところは、きちんと規定が整備されていない部分があると聞いたことがあるが、どのように規定するのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「そもそも番号法で保存について規定していないため、施行規則で規定する必要がない」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、パブリックコメントの手続を進めることとなった。

（3）議題3：帰朝報告（イギリス、ベルギー）について

手塚委員及び事務局から配布資料に基づき報告があった。

阿部委員から「イギリス、ベルギーでは、PIAを実施しているのか」との質問があった。これに対し事務局から「ベルギーでは行っていない。イギリスでは行っているが、法律には基づいていない」という旨の発言があった。堀部委員長から「イギリスの場合は、それぞれの機関が任意に行うことになっている。そのためのガイドラインは作成されており、またICO職員が相談に応じている」という旨の発言があった。

阿部委員から「イギリスの場合、法律違反について、委員会の調査と検察の捜査とはどのような関係になっているか」との質問があった。これに対し

事務局から「専門性が高いので基本的には委員会が中心となって対応しているようだが、委員会自体に起訴権があるという点で日本の法制度とは異なっている」という旨の発言があった。

手塚委員から「イギリス ICO は事前予防と事後監視で、それぞれ組織的に対応できるような体制となっており、そのバランスをとって運営している点で大いに参考になった」という旨の発言があった。

堀部委員長から「調査結果を今後の参考にするとともに、引き続き諸外国との意見交換に努めていきたい」という旨の発言があった。

(4) 議題4：その他について

事務局から、第4回及び第5回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

事務局から、手塚委員の海外出張について報告があった。

以上